

第 64 期 決 算 公 告

令和4年6月8日

名古屋市南区前浜通七丁目28番地
名 鉄 薬 品 株 式 会 社
代表取締役 林 裕二

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	1,316,305,729	(負 債 の 部)	859,187,901
流 動 資 産	1,176,381,968	流 動 負 債	779,160,701
現 金	2,522,538	買 掛 金	737,010,222
預 金	1,268,478	未 払 金	9,839,130
売 掛 金	33,017,130	未 払 金 事 業 所 税	1,004,900
未 収 金	591,037,235	未 払 費 用	10,170,665
商 品 ・ 貯 蔵 品	154,232,110	未 払 消 費 税	2,259,600
短 期 貸 付 金	389,217,500	未 払 法 人 税 等	210,500
前 払 費 用	3,531,229	預 り 金	5,194,834
そ の 他 流 動 資 産	1,721,757	賞 与 引 当 金	13,467,000
貸 倒 引 当 金	▲ 166,009	そ の 他 流 動 負 債	3,850
固 定 資 産	139,923,761	固 定 負 債	80,027,200
有 形 固 定 資 産	56,700,137	退 職 給 付 引 当 金	71,566,000
土 地	10,743,800	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,474,000
建 物	5,101,851	預 り 保 証 金	1,987,200
建 物 附 属 設 備	19,684,850	(純 資 産 の 部)	457,117,828
構 築 物	7,993,630	株 主 資 本	456,292,383
車 両 運 搬 具	920,467	資 本 金	10,000,000
器 具 及 び 備 品	12,255,539	利 益 剰 余 金	446,292,383
無 形 固 定 資 産	10,800,233	利 益 準 備 金	2,500,000
ソ フ ト ウ ェ ア	9,054,554	任 意 積 立 金	37,880,000
電 話 加 入 権	1,745,679	繰 越 利 益 剰 余 金	405,912,383
投 資 そ の 他 の 資 産	72,423,391	有 価 証 券 評 価 差 額 金	825,445
投 資 有 価 証 券	1,874,400		
繰 延 税 金 資 産	35,018,071		
出 資 金	82,000		
差 入 保 証 金	35,424,900		
そ の 他 の 投 資	24,020		
資 産 計	1,316,305,729	負 債 ・ 純 資 産 計	1,316,305,729

個別注記表

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

①棚卸資産の評価方法及び評価基準

商品 …………… 最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②有価証券及び出資金の評価方法及び評価基準

出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のある有価証券……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のない有価証券……………該当なし

③固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物および、平成28年4月1日以降に取得した建物附属、構築物は定額法を採用しております。

(2)無形固定資産の減価償却方法

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

④引当金の計上基準

貸倒引当金… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収見込額を計上しております。

賞与引当金… 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準で計上しております。

退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金… 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑥収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

2. 会計方針の変更に係る事項に関する注記

①収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。

○本人・代理店取引に係る収益認識

医薬品(飲料)卸業における収益について、従来は顧客(卸売先)から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する処理に変更しております。

3. 当期純損益金額

当期純利益	11,928,576 円
-------	--------------